

特許関係料金の見直しについて

平成20年1月

特 許 庁

1. 背景

研究開発費増大に伴い、研究開発コスト回収の必要性が増大し、ブランド等無形資産の経済価値が高まっており、10年目以降の特許料、商標更新登録料を中心に料金引き下げに対する企業ニーズが大きくなっている。

2. 特許特別会計の中長期見通し

現行料金体系下で、特許特別会計の中長期的な収支見通しを行ったところ、特許料収入増加に伴う収入増、新システム導入による機械化経費の削減に伴う支出減により、今後、収入が支出を上回る見込みが予測された。

3. 料金改定の内容

特許部門では、中小企業等の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引き下げを含む特許料（12%程度の引き下げ）及び出願料の引き下げ。

商標部門では、更新登録料の重点的引き下げを含み、全体的な料金の引き下げ（43%程度の引き下げ）。

（1）平均的出願における新旧料金比較

特許（権利を10年間維持）＜現在＞ 48万円 ＜改定後＞ 43万円

商標（権利を10年間維持）＜現在＞ 13万円 ＜改定後＞ 7万円

※本試算は、特許については出願料、審査請求料、特許料、商標については、出願料、設定登録料（10年一括）をもとに計算。

（2）新料金（案）

〔特許関係料金〕

出願料

	現行料金	新料金（案）
特許出願	16,000円	15,000円

特許料

	現行料金	新料金（案）
第1年～第3年	2,600+請求項数×200円	2,300+請求項数×200円
第4年～第6年	8,100+請求項数×600円	7,100+請求項数×500円
第7年～第9年	24,300+請求項数×1,900円	21,400+請求項数×1,700円
第10年以降	81,200+請求項数×6,400円	61,600+請求項数×4,800円

〔商標関係料金〕

	現行料金	新料金（案）
出願料	6,000+区分数×15,000円	3,400+区分数×8,600円
設定登録料	区分数×66,000円	区分数×37,600円
設定登録料（分納）	区分数×44,000円	区分数×21,900円
更新登録料	区分数×151,000円	区分数×48,500円
更新登録料（分納）	区分数×101,000円	区分数×28,300円